

第135号議案

石巻広域都市計画道路の変更（宮城県決定）

都市計画道路中3・4・14号七窪蛇田線を次のように変更する。また、3・5・19号運河内海橋線を3・5・19号山下内海橋線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表面式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・14	七窪蛇田線	石巻市 山下町 二丁目	石巻市 蛇田 字新下沼	石巻市 中里 四丁目	約2,720m	地表面式	2車線	16m	幹線街路と平面交差4箇所 JR石巻線と立体交差2箇所 ・JR仙石線と立体交差1箇所	区域の変更 車線数の決定
	3・5・19	山下内海橋線	石巻市 山下町 一丁目	石巻市 八幡町 一丁目	石巻市 穀町	約1,820m	地表面式	2車線	15m	幹線街路と平面交差4箇所 幹線街路河南川尻線と立体交差	名称変更 起点位置変更 延長変更 区域の変更 (変更前) 名称:運河内海橋線 起点:石巻市大街道北四丁目 延長:3,370m 石巻臨港貨物線と立体交差1か所 幹線街路河南川尻線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

石巻市では、東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波等により甚大な被害を受けたことから、平成23年12月に「石巻市震災復興基本計画」を策定している。計画においては、「災害に強い道路交通ネットワークの構築」を目指すこととしており、道路網の見直しを行い緊急輸送道路等を優先して整備を進めているところである。

今回、緊急輸送道路である3・4・14号七窪蛇田線について、3・5・19号運河内海橋線との交差部を現行の道路構造令に合わせるとともに、沿線地域の土地利用に配慮し、区域の変更を行い、あわせて車線の数を定めるものである。

また、3・5・19号運河内海橋線は、起点部から3・4・14号七窪蛇田線交差までを廃止し、名称、起点位置、延長及び区域の変更を行うものである。

都市計画に係る土地一覧表

1. 石巻広域都市計画道路 3・4・14号 七窪蛇田線

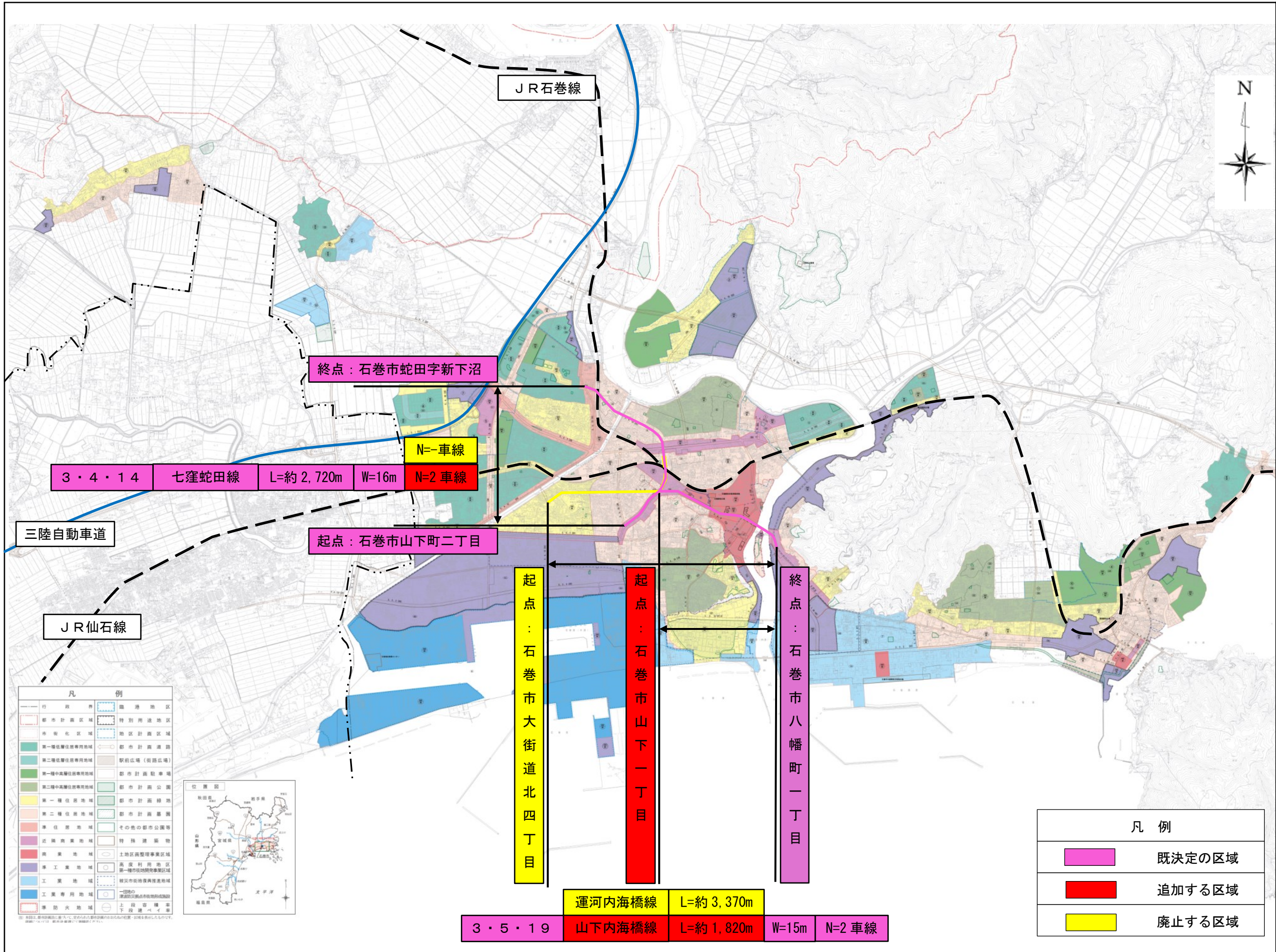
市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大字	小字	大字	小字
石巻市	清水町一丁目の一部		田道町一丁目の一部	
	石巻	字清水尻の一部	清水町一丁目の一部	
			石巻	字清水尻の一部
			駅前北通り四丁目の一部	
			南中里三丁目の一部	
			南中里四丁目の一部	

2. 石巻広域都市計画道路 3・5・19号 山下内海橋線 (変更前：運河内海橋線)

市町村名	追加する区域		廃止する区域	
	大字	小字	大字	小字
石巻市	田道町一丁目の一部		大街道北四丁目の一部	
			貞山一丁目の一部	
			貞山二丁目の一部	
			貞山三丁目の一部	
			貞山四丁目の一部	
			錦町の一部	
			西山町の一部	
			田道町一丁目の一部	
			山下町一丁目の一部	

石巻広域都市計画道路の変更(宮城県決定)
 総括図

3・4・14号 七窪蛇田線
 3・5・19号 運河内海橋線



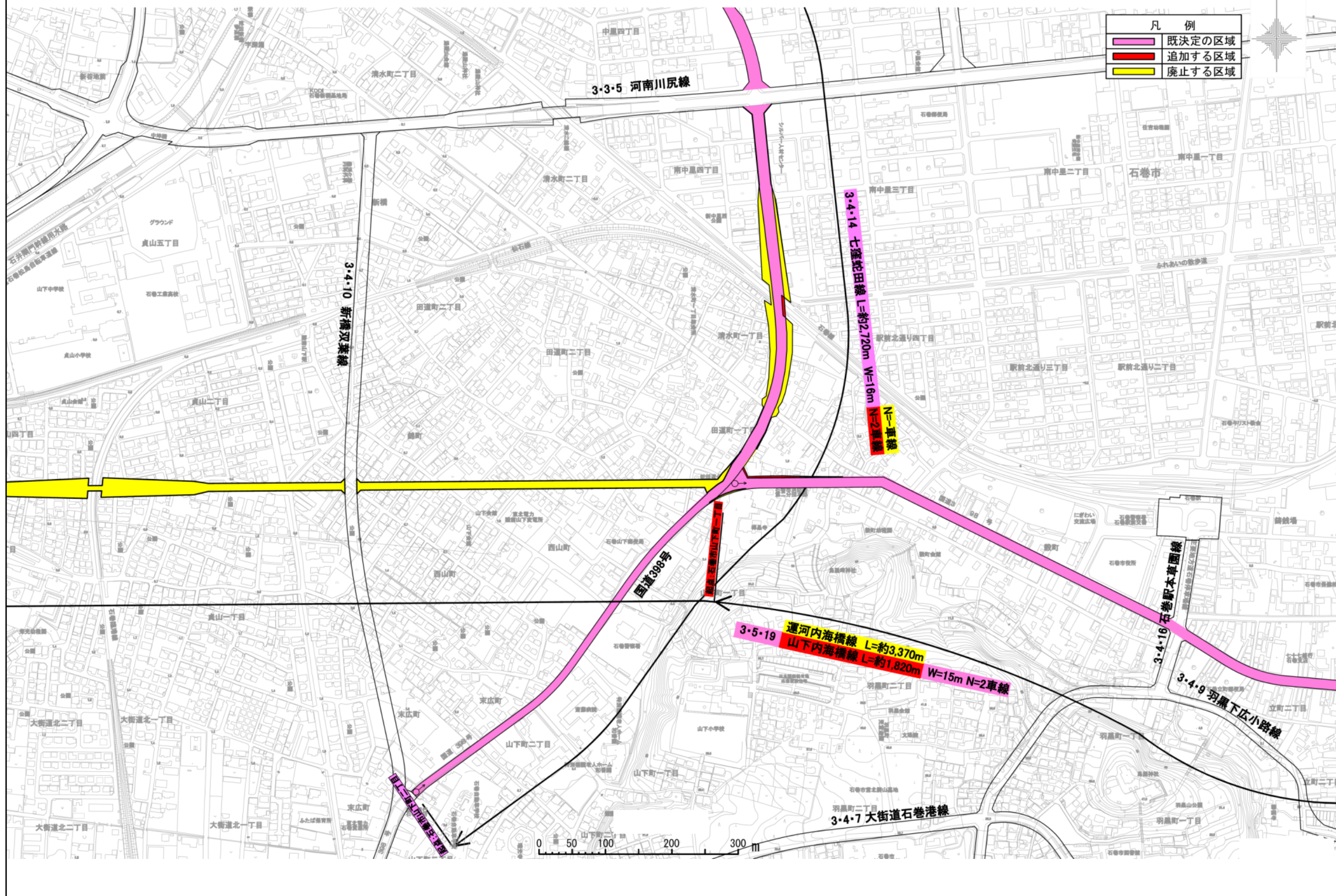
凡例	
	既決定の区域
	追加する区域
	廃止する区域

石巻広域都市計画道路の変更(宮城県決定)

計画図【1/4】

3・4・14号 七窪蛇田線
3・5・19号 運河内海橋線

石巻広域都市計画道路の変更 計画図(1)



石巻広域都市計画道路の変更(宮城県決定)

計画図【2/4】

3・4・14号 七窪蛇田線
3・5・19号 運河内海橋線

石巻広域都市計画道路の変更 計画図(2)



石巻広域都市計画道路の変更(宮城県決定)

計画図【3/4】

3・4・14号 七窪蛇田線
3・5・19号 運河内海橋線

石巻広域都市計画道路の変更 計画図(3)

